

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
1	手すりの種類	「便器を囲んで据え置く手すり」のうち、ねじ止め等の工事で床に固定するものは住宅改修の対象となるか。	本人の身体状況および「便器を囲んで据え置く手すり」設置の効果を理由書へ明記することに加え、カタログの写しを提出してください。ねじ等で床に固定する場合に限り、住宅改修の支給対象です。ただし、ひじ掛けをはね上げ出来る手すりの場合は、本人の身体状況に基づく特段の理由が無い限り支給対象外となります。
2	手すりの種類	家具や下駄箱等の固定されていない家具への手すりの取り付けは住宅改修の対象となるか。	住宅改修の対象外です。ただし、住宅と一体となった家具（備え付け家具）や家具や下駄箱等が固定されている場合の取り付けは支給可。※家具や下駄箱等が固定されている場合は、固定されていることが分かるように事前申請時に固定された箇所の写真等が必要です。
3	手すりの種類	台所から居室へ移動するための手すりを設置したいが、脱衣所や浴室に行けなくなる等の理由から、一方が固定されていて、もう一方が跳ね上げ式になっている可動式の手すりを設置する場合は住宅改修の対象となるか。	動作または取り付け位置の環境条件から、可動の必要性がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も対象となります。※ただし、支柱等がねじ等で固定されているものに限ります。
4	手すりの種類	前方ボード付手すりは、住宅改修の対象となるか。	前方ボードの使用用途として、便器への移乗、便器からの立ち上がり、排便時の姿勢保持があることに加え、住宅改修告示第一号の掲げる「手すりの取り付け」として、移乗動作に資することを目的としていること、また形状として「適切なものとする」とあることから、住宅改修の対象です。
5	手すりの取り付け範囲(階段)	「手すりの取り付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものとするが、「等」には階段が含まれるものと考えてよいか。	階段も含まれる。1階に居住スペースがある場合は、2階への階段の手すりの取り付けは対象外です。1階が店舗や駐車場で居住スペースがないと確認が出来る場合には対象となる可能性があります。
6	老朽化した手すり	以前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は、住宅改修の対象となるか。	住宅改修や自費による手すり設置であっても、住宅改修の対象外です。
7	手すりの形状	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。
8	複数機能付手すり	複数の機能を合わせ持つ製品を設置した場合は、住宅改修の対象となるのか。	手すり付踏み台など複数の機能を持つ製品を設置した場合で、そのどちらも被保険者にとって必要な住宅改修であればそれぞれの必要性を明確にしたうえで申請してください。※ここでいう複数の機能とは、介護保険対象の機能(手すり、踏み台等)を指します。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
9	転落防止の柵	通路の片側が崖になっており、転落のおそれがあるため、柵の代わりとして手すりを設置する工事は支給対象となるか。	手すりとしてではなく、柵の機能を期待して設置する場合は、支給対象となりません。
10	設置場所	2階が店舗兼居住スペースとなっており、そこに上がる階段が1箇所しかない場合に、階段に手すりを設置することは可能か。	外出するために必要な動線であり、転倒予防もしくは移動または移動動作のために必要な理由が明確であっても、営業している店舗に不特定多数の方が利用する可能性がある場合は支給対象となりません。営業していない店舗の場合は支給対象となります。
11	設置場所	住宅内にトイレが2箇所あり、そのどちらにも手すりを設置することが出来ますか。	大便器、小便器が分かれている場合に両方に手すりを設置することは出来ません。どちらか片方の改修が支給対象とまります。また、1階、2階にトイレがある場合も同様です。
12	設置目的	介助者が被保険者の歩行介助する際に手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	被保険者本人が使用せず、介助者の負担軽減のためだけの改修は支給対象外となります。
13	手すりの位置の移動	本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する必要がある場合、住宅改修の対象となるか。	工賃のみ支給対象となります。既存手すりの移設に伴い、ねじや金具といった材料費が発生する場合は事前に介護保険課へご相談ください。
14	手すりの変更	要介護者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、住宅改修の対象となるか。また、その際、既存の手すりの撤去にかかる費用についても住宅改修の対象となるか。	要介護者の心身状況の変化に起因するものであれば、共に住宅改修の対象となります。ただし、心身状況の変化を理由書に詳しく記載してください。
15	玄関以外のスロープの設置	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。
16	段差の解消	掃出し窓と地面までの高さがあるため、スロープを設置するにも9メートル以上必要となり、敷地からみてもスロープの設置が不可能であるため、段差解消のため階段を取り付ける場合は住宅改修の対象となるか。	日常生活の動線上、掃出し窓からの出入りが必要である場合、段差の解消として住宅改修の対象となります。ただし、この場合スロープを必要とする人が階段昇降することになるため、安全面での配慮も必要です。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
17	浴室の段差解消工事	床段差を解消するため浴室にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。
18	上り框の段差緩和工事	上がり框の段差の緩和のため、踏み台を設置したり、上り框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか	踏み台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上り框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。
19	上り框の段差緩和工事	上がり框の段差の緩和のため、踏み台の設置は対象となるか。	踏み台については、持ち運びが容易でないもの(原則、金具等で固定してあるもの)は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。固定してあることがわかるような写真を添付してください。
20	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となります。
21	段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいのか。	浴槽の縁も、玄関の上り框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考えます。
22	浴槽交換	浴室と浴槽の段差解消を目的とした浴槽の交換は対象となるが、付属品(シャワー、シャワー金具、蛇口等)についても認められるか。	浴槽の交換については、認められますが、付属品は基本的に認められません。
23	浴槽交換	現在の浴槽が古くなったため、浴槽を交換する予定ですが、介護保険の住宅改修として認められますか。	単に古くなったから交換するといった理由ではリフォームのため、認められません。高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差を適切なものとするために浴槽の取替えをする場合は「段差の解消」として住宅改修の給付対象となります。 ※事前に手すりの取り付けや浴槽内いす、入浴台、浴室内・浴槽内すのこでの検討を行ったうえで浴槽交換をする必要があることを理由書に詳細に記載する必要があります。
24	浴槽の取替え	浴槽の取替えに際し、給湯器を取り替えた場合の購入費用や設置費用は住宅改修の対象となるか。	対象外です。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
25	段差の解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。 なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。
26	段差の解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器は除かれるとあるが、動力によらず、手動の場合は、支給の対象となるか。	手動であっても、これらの設置工事は対象外となります。
27	段差の解消	敷居部分について段差解消のため三角材(すりつけ板)を設置しようと考えますが、住宅改修の対象となるか。	ねじ等で固定するなど工事を伴うものは対象となります。
28	段差の解消	段差解消のため、敷居を撤去する工事は住宅改修の対象となるか	住宅改修の対象です。
29	傾斜の解消	玄関から道路までの通路の傾斜がきつく、車いすでの自力走行が困難なため、緩やかな傾斜勾配のスロープに改修する工事は、支給対象となるか。	日常生活で使う通路であり、傾斜を緩やかなものにする改修工事は対象となります。
30	スロープの勾配・幅	屋外スロープ設置の際の勾配等の目安はあるか。	勾配および幅については下記の範囲を推奨します ①勾配 ・歩行 1/8～1/10まで ・車いす介助 1/8～1/12まで ・車いす自走 1/12～1/15まで ②幅 ・歩行 60センチ～100センチ ・車いす介助 80センチ～100センチ ・車いす自走 90センチ～150センチ 上記の範囲を超える施工が必要な場合は事前にご相談ください
31	段差の解消	母屋と横屋をつなげるために、スロープが設置されていたが、歩行器で室内移動するため、スロープの勾配が急で危険になってきた。そのスロープの距離を伸ばして、勾配を緩やかにする工事は住宅改修の対象としていいか。	日常生活で使う通路である場合に限り、段差解消とみなします。 ※趣味等の日常生活最低限の改修でない場合を除きます。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
32	段差の解消	階段の段数を増やして、一段あたりの高さを低くする場合は対象となるか。	対象となります。
33	段差の解消	階段の各段差は変えずに平面部分(踏み面)を広くしたりして転倒防止や車いすでの移動を安全なものにするための改修は段差解消として対象となるか。	段差自体は変わっていないため、対象外です。
34	段差解消に伴う扉の交換	段差解消で敷居を撤去した場合に、扉の下に隙間ができるが、それに伴う扉の交換は住宅改修の対象となるか。	このような理由での扉の交換はできません。 ただし、扉の隙間を木材等で継ぎ足す工事は、付帯工事として認められます。
35	昇降機設置に伴う犬走り撤去	掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするため、昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となります。撤去に要する費用は床段差を解消するために必要な住宅改修として支給対象になりますか。	昇降機の設置は、住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられません。
36	昇降機設置に伴うコンクリート等の舗装	居室への出入りを容易にするため、昇降機設置を検討しているが、設置場所が砂利等で不安定な場合や平面になっていないため、コンクリートで舗装したり、平面にしたいが支給対象となるか。また、設置場所からアプローチ部分が砂利等で不安定なため、コンクリートで舗装する場合はどうか。	昇降機の設置は、住宅改修の対象外であることから、設置のためにコンクリートで舗装することは付帯工事とは考えられません。また、昇降機等の福祉用具貸与品を設置するために必要な工事についても、住宅改修の対象とはなりません。 このため、昇降機設置場所からアプローチ部分をコンクリートで舗装する場合は、設置部分を除いて申請してください。
37	ウッドデッキやベランダ	洗濯物を干す動作において、庭に降りる際に、転落する可能性があるため、ウッドデッキ(テラス)を作成する工事は、住宅改修の対象となりますか。	ベランダやテラスの全体の床上げは支給対象となりません。 今回のケースにおいては、ベランダの増設に該当すると判断し、住宅改修の対象とはなりません。物干し竿の高さの調節やリフォーム、ヘルパーの活用を検討してください。
38	階段高均一	階段の蹴上がり高が、例えばH20・H180・H190のような場合、身体状況の変化によりH130・H130・H130といったように階段高を均一に変更する工事は対象となるか。	国Q & Aに、「玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は段差の解消として支給対象」とあることから、今回のケースのように身体状況の変化により階段高を均一に変更する工事は対象となります。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
39	付帯工事	床の段差解消後の床面に併せて、既存の扉の長さ等の加工(ドアノブ位置の変更を含む)は、床の段差解消に伴う付帯工事に含まれるか。 (例)段差解消で敷居を撤去した場合に扉の下に隙間ができるが、扉の隙間を木材等で継ぎ足す工事	床の段差解消に伴う付帯工事に含まれます。
40	段差の解消	手すり付きステップ台の設置は、介護保険の住宅改修として支給対象となるか。	手すりの取付けと段差解消双方の理由や必要性があり、固定されているものであれば給付対象となります。
41	床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。 なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。
42	滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たります。
43	通路面の材料変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えありません。
44	通路面の材料変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。	通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。
45	腐食した床材	廊下の床材が腐食して通行に支障が生じている場合は、床材の変更となりますか。	床材の腐食や破損に対しては、身体状況に関係なく、家屋としての機能を維持するために修繕を行う必要があると考えますので、給付対象となりません。
46	床又は通路面の材料の変更	滑りやすいフローリングから、滑りにくいフローリングへの変更は対象となるか。	身体状況等から今回のような住宅改修の必要性があり、「滑りにくい」という新たな機能を付加した場合は対象となる。 ただし、既存の床板が老朽化によるものと判断した場合や材質が変わらず滑りやすいものの場合には対象外となる。必要に応じて、現地調査の実施やカタログの添付等を求め、個別に判断することになる。 なお、滑りにくい材質であることが書かれたパンフレット等を添付する。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
47	居室の床材の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	支給対象外です。
48	床材変更の理由	住宅改修で床材の変更が認められる理由は、「滑りの防止及び移動の円滑化等のため」となっていますが、本人がはって移動しているために膝への負担を軽くするという理由での床材変更は認められますか。	支給対象外です。
49	通路面の材料変更	滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと(床面への接着はしない)も住宅改修の対象となるのか。 同様に、滑りの防止および移動の円滑化等を目的にカーペットを敷くことは、対象となりますか。	マットを浴室内に敷くだけであれば、住宅改修の対象となりません。また、カーペットを敷くだけでは対象となりません。
50	通路面の材料変更	車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることも、「移動の円滑化」として給付対象と考えてよいか。	老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗を理由とする工事は住宅改修の対象とはなりません。
51	通路幅の制限	車いす使用者が、床材の舗装等を住宅改修で行う場合、幅の制限はあるか。	原則、車いす移動を介助する場合は100センチ幅を制限とし、車いす移動を自走する場合は150センチ幅を制限とし、必要な範囲内で給付します。
52	通路幅の拡張	廊下幅が狭く、歩行の安定を図るため、廊下床部分(縁側など)を増床する場合は、支給対象となるか。	床面積が広くなり、増築と考えられるため、支給対象外です。
53	移動の円滑化	車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の住宅改修の対象になるか。	住宅改修告示の項目にないため、住宅改修の対象にはなりません。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
54	扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
55	取手の新設	窪んだ溝に指をかけて開ける引き戸について、リウマチ等により指が変形したため開閉に使用が生じている場合、取手を取り付ける改修は支給対象となるか。	今回のケースのように、身体的理由に基づき支障をきたしている場合は支給対象となります。
56	引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象となりません。
57	扉の取替え	築30年の家で、居間の鉄製ドアのさびがひどく、高齢者にとっては重く開かないため、軽いアルミ製のドアに取り替えたいが、住宅改修の支給対象となるか。	今回の場合、築30年経過していることと、さびがひどく、扉が重たいという理由から総合的に勘案し、老朽化による扉の取替えと判断します。このため、今回のケースでは住宅改修の支給対象とはなりません。
58	扉の取替え	身体的理由から扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、住宅改修の対象となるか。また、その際、窓枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、住宅改修の対象となるか。	利用者の身体状況と、カーテンに交換した場合の状況(居室等のプライバシー、室温、耐久性等)を考慮したうえでの取替えであれば、住宅改修の対象となります。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として対象となります。
59	扉の取替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。
60	扉の取替え	車いす利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象となるか。また、引き戸から引き戸への変更であった場合でも対象になるか。	被保険者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であれば可能です。引き戸から引き戸への変更についても単に老朽化による場合は対象になりませんが、被保険者の身体状況による理由であれば対象とすることは可能です。
61	扉の撤去	車いすでの移動を容易にするために、既存の扉を撤去したいが、住宅改修の対象となるか。	扉の取替えの拡充として支給対象となります。ただし、心身の状況により扉の開閉が困難な理由等を理由書に記載してください。既存の扉が古くなり、危険なため撤去するという理由であれば、支給対象とはなりません。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
62	洋式便器の改修	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となります。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えありません。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となります。
63	洋式便器の改修	和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。 ※普通便座付きの便器を購入して、別に洗浄機能等(ウォッシュャブル)便座を購入することは支給対象とはなりません。
64	既存洋式便器への洗浄機能の取付工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外です。
65	既存洋式便器への自動開閉機能の取付工事	既存の洋式便器の便座を、身体的事情から自動開閉機能が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。自動開閉機能のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外です。(洗浄機能等が付加された場合のQ & Aに準じます。)
66	和式便器の腰掛式への変換について	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。(住宅改修の支給対象とはなりません。)
67	洋式トイレの向きの変更	身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないので、洋式便器の向きを変える工事は、住宅改修の対象となるのか。	障害等の身体的事由に対応するため、現に使用している洋式便器の向きを変える工事も住宅改修の対象となります。
68	トイレの移設	現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は、住宅改修の支給対象となるか。	和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合は、和式便器を洋式便器に取り替えたこととなるため、住宅改修の対象となります。 しかし、既存の和式便器のトイレをそのままにし、新たに洋式トイレを設置する場合は、取替えに当たらないため、住宅改修の対象となりません。また、トイレを新設するために部屋を増やす場合には、床面積が広くなり、増築となるため支給対象外です。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
69	仮設トイレ	和式便器から洋式便器に改修する際、工期が3日かかるため、仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置にかかる費用は、支給対象となるか。	付帯して必要になる住宅改修は、便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)及び床材の変更とされているため、仮設トイレの設置費用は給付対象外です。
70	複数被保険者	同一世帯に2人(夫婦)の被保険者が関わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思いますが、トイレの改修工事において、便器の取替え(和式から洋式)を妻(要介護1)、その床段差の解消と手すりの取付けについては夫(要支援1)というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能ですか。	それぞれの工事について、住宅改修の必要性があり、重複しなければ可能です。便器取替えは、その床段差の解消まで含めて一体的な工事であるため、重複すると考えます。手すりについては、重複していないので可能です。
71	付帯工事	男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当するか。	単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しないものと考えます。
72	付帯工事	便器の取替え工事を行う際に、壁の壁紙(クロス)も張り替えますが、付帯工事の対象となりますか。	住宅改修の支給対象外です。
73	付帯工事	便器の取替え工事を行う際に、手洗いの設置やペーパーホルダー(紙巻器)を設置しますが、住宅改修支給の対象となりますか。	住宅改修の支給対象外です。
74	付帯工事	住宅改修の際、不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象となるか。	これらの費用は、「引き戸等への扉の取替え」「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に、当然付帯する行為であることから給付対象になると考えます。
75	見積金額	改修工事が3万円の費用の場合、諸経費を2万円計上するが、制限はあるか。	3万円の工事費用の場合、諸経費を2万円とすることはできません。50,000円以下の改修工事であれば、上限5,000円まで認められます。50,000円以上の改修工事は、改修費用の上限1割まで認められます。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
76	浴槽交換	お風呂場を全面的(壁や床、浴槽等)に改修する際に、浴槽部分のみを住宅改修支給の対象となるか。	リフォームの一部となるため、住宅改修の支給対象外です。リフォーム後に手すり等を設置する工事で、リフォーム時点で手すり等が必要と分かっていた場合は住宅改修の支給対象外です。リフォーム時に合わせて手すり等を設置してください。リフォーム後に身体機能に著しい変化があり、手すり等の必要性が予測できなかった場合は支給対象です。
77	浴槽交換	浴槽が60cmと深く、浴槽跨ぎ動作ができないため、約1年間はシャワー浴でしたが、浴槽に浸かりたいとの希望があります。浴槽底がさび付き、浴槽が老朽化していますが、身体機能が低下し、浴槽を跨ぐ動作が出来ません。段差解消のため浴槽交換が必要なため、住宅改修支給の対象となるのか。	浴槽が老朽化し、使用が困難な場合は、身体機能の低下で住宅改修が必要だとしても、老朽化に伴う浴槽交換と判断します。このため、今回のケースは支給対象外です。
78	転居リセット	現行の家で住宅改修をし、その後建て替えた場合、転居した場合の例外として住宅改修費はリセットされるか。	建て替えは転居ではないため、リセット対象外です。 なお、同一敷地内(番地が違っていても道路等挟んでなければ同一敷地とみなす)で違う場所に建て替えた場合も同様に対象外となる。
79	転居リセット	今まで住んでいた母屋から横屋に居住を移した場合、住宅改修費はリセットされるのか。	母屋と横屋が敷地が違う場合は転居とみなされリセットされるが、同一敷地の場合はリセットされない。
80	受領委任払い	受領委任払いの口座は、個人口座を設定しても良いか	受領委任払いの場合、個人口座の設定は不可です。個人口座となる場合は償還払いとなります。
81	工事施行者	事業者ではなく、知り合いの大工さん個人に工事を依頼しても良いか	業者ではなく個人(本人・家族は含めない)が工事を施行することは可能ですが、その場合は介護保険課に事前にご相談ください。
82	通路面の材料変更	滑り止めの塗料により滑りにくくするという工法は、材料変更として支給対象になるか	塗料の塗布による工法も対象となりますが、耐久性や効果、メンテナンス性について十分検討したうえで必要性を考慮してください。その後に塗料の効果が無くなった場合に同じ場所を材料変更及び、塗料を塗布することは支給対象外となります。

住宅改修Q & A

※随時更新予定

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R7年3月10日

No.	項目	質問	回答
83	工事施行者	家族等が住宅改修を行う場合の費用は支給対象になるか	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料購入費のみを住宅改修費の支給対象とし、工賃は支給対象外となります。 この場合の家族とは、同居している者、または3親等以内の家族です。 家族等が住宅改修を行う場合の費用は、下記の場合について認められます。 ①被保険者が自ら材料を購入し、本人又は大工を営む家族(家族が経営する会社を含む)が改修する ②同居していて大工を営む家族(家族が経営する会社を含む)が改修する ③別居していて大工ではない家族が改修する ④別居しているが、被保険者と生計を同一にしている家族が改修する ※①～④場合は材料費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外となります。 見積書に算出根拠の記載、またはレシートの添付をお願いします。(コピーで可) ⑤別居していて大工を営む家族(家族が経営する会社を含む)が改修する。 ※⑤については、材料費・工賃ともに支給対象となります。
84	見積書	介護保険で住宅改修をする際に、同時に自費での工事(手すり設置等)を行う場合、見積書はどのように作成すればよいか。	材料費や施行費、諸経費等を全て、介護保険分と自費工事分で分けて見積書を作成してください。介護保険分と自費工事分の両方の見積書の提出が必要です。 また、場合によっては按分していただく必要があるケースもありますので、事前に介護保険課にご相談ください。
85	申請	工事完了後に、新たな改修が必要になった場合、どうすれば良いか	工事完了後にモニタリングに行った際に、さらに手すりが必要な箇所が判明した場合には、まず事後申請書を提出して介護保険課が内容の確認をした後に、次の事前申請を提出してください。事後申請書が提出されていない場合は次の申請は受付できません。
86	踏み台の幅	踏み台設置の際の幅の目安はあるか	踏み台の幅については下記の範囲を推奨します ・60センチ～80センチ 上記の範囲を超える施工が必要な場合は事前にご相談ください。
87	通路面の材料変更	屋内の通路面の材料変更は、範囲の規定があるか。	屋内の通路面の材料変更については、移動に必要な最低限の範囲のみ支給対象になります。家具の下等は支給対象外になりますのでご注意ください。
88	踏み台の設置	固定されていない既存の踏み台を固定する場合は支給対象になるか	固定されていない既存の踏み台を固定する場合は、工賃・材料費が支給対象となります。

※内容については問い合わせが多いものを一部抜粋して掲載しています。不明なことがある場合には個別での対応を行っていますので、ご相談下さい。